様式第２号の１（第３条関係）　　　　　　　　（表）

**宇美町こども教育総合支援センター利用許可書**

年　　　月　　　日

（申請者）

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（管理者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

年　　月　　日付けで申し込みがありました宇美町こども教育総合支援センターの利用については、下記のとおり許可します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 団体名  　代表者住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号  　　　　　　　　氏名 | | | | | | | | | |
| 利用期日 | | 年　　　月　　　日（　　曜日） | | | | | | | |
| 利用目的 | |  | | | | | | | |
| 利用内容 | |  | | | 利用人数 | | 大人　　　　　人　　うち町内　　　　　人  小人　　　　　人　　うち町内　　　　　人 | | |
| 公私の別 | | □　公用　　□　私用 | | |
| 計　　　　　人　　うち町内　　　　　人 | | |
| 利　　用　　施　　設 | 室　　　名 | | ３０分当たり金額 | 利用時間 | | 使用料金 | | 加算減免額 | 合計 |
| □栄養指導実習室 | | １１０円 | ：　　から  　　：　　まで | | 円 | | 円 | 円 |
| □保健指導室 | | ９０円 | ：　　から  　　：　　まで | | 円 | | 円 | 円 |
| □視聴覚室 | | １３０円 | ：　　から  　　：　　まで | | 円 | | 円 | 円 |
| □多目的ホール | | ２４０円 | ：　　から  　　：　　まで | | 円 | | 円 | 円 |
| □多目的１ | | ８０円 | ：　　から  　　：　　まで | | 円 | | 円 | 円 |
| □多目的２ | | ７０円 | ：　　から  　　：　　まで | | 円 | | 円 | 円 |
| □検査室１ | | ３０円 | ：　　から  　　：　　まで | | 円 | | 円 | 円 |
| □検査室２ | | ２０円 | ：　　から  　　：　　まで | | 円 | | 円 | 円 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 使 用 料 | 施　　　設 | 円 | 使用料合計　　　　　　　　　　　円 |
| 加算減免額 | 円 |
| 合　　　計 | 円 |
| 駐車予定台数 | 台 | | |
| 利用許可の条件 |  | | |
| 備考 |  | | |

* 利用上の注意

１　利用後は清掃をし、もとのとおり整理整頓をしてください。

２　備品又は施設を損傷した場合、係員に申し出てください。

３　その他職員の指示に従ってください。

(裏)

施設利用における注意事項

1　利用者は、次の事項を守つてください。

①　利用前に必ず利用許可証を係員に提示してください。

②　許可をうけないで施設及び敷地内において物品の販売又は金品の募集行為をしないこと。

③　所定の場所以外において火気を使用しないこと。

④　所定の場所以外にポスター、旗等を貼付又は懸垂しないこと。

⑤　許可を受けた設備以外のものを使用しないこと。

⑥　次に該当する者に対して、その入場を拒否し、又は退場させること。

　(ア)　他人に危害をおよぼし、若しくは他人の迷惑となる物品又は動物の類を携帯する者

　(イ)　管理上必要な指示に従わない者

⑦　入場者に、次の事項を守らせること。

　(ア)　所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。

　(イ)　施設を不潔にしないこと。

　(ウ)　他人に迷惑をおよぼす行為をしないこと。

　(エ)　所定の場所以外に出入りしないこと。

⑧　係員の職務上の入場をこばまないこと。

⑨　施設利用後は、点検し、整備、清掃を行うこと。

⑩　終了後は、必ず係員まで知らせること。なお、所定の時間を超過する利用は、次の研修、会議に差し支えますので原則として認めません。

2　次に該当するときは、利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことがあります。

①　利用許可申請書に偽りの記載があつたとき。

②　利用許可の条件に違反したとき。

③　公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

④　施設又は附属施設を破損するおそれがあるとき。

⑤　管理運営上支障があると認められるとき。

⑥　暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。

⑦　条例又は規則に違反したとき。

⑧　その他不適当と認めるとき。

3　使用料は、還付できません。ただし、自己の責によらない場合又は町長が相当の理

由があると認めるときは、次の区分に応じ、定めた額を還付します。

①　利用者の責めに帰することができない理由で施設の利用ができなくなった場合　使用料の額の全部

②　使用料を納付した者が施設を利用しようとする日の10日前までに当該利用の許可の取消しを申し出た場合　使用料の額の全部

③　使用料を納付した者が施設を利用しようとする日の3日前までに当該利用の許可の取消しを申し出た場合　使用料の額の50パーセント

4　利用中に建物又は器具を損傷又は減失したときは、何人の行為であつても、利用者は、これを現状に回復するか、その損害を賠償しなければなりません。

5　施設の利用に伴い発生した紛失及び事故については、利用者の責任とする。